

消費生活相談員を募集します

小松島市消費生活センター（市教育委員会庁舎内）において、主に消費生活全般に関する相談や苦情処理などの業務に従事する消費生活相談員（非常勤職員）を募集します。

【資格要件】

消費生活専門相談員・消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントのいずれかの資格を有する者

【募集人数】

1名程度

【任用期間】

平成28年4月1日～平成29年3月末日

【勤務条件】

・賃金 月額134,700円

・勤務時間 原則として、平日の午前9時～午後4時

【申込期限】

2月22日(月)

【面接予定日】

2月25日(木)

※面接時間は後日連絡します。

【申込方法】

市販の履歴書（写真貼付）を直接持参するか、郵便（2月22日必着）にてお申し込みください。

【申込先】

〒773-8501

小松島市横須町1番1号

市民生活課（市役所1階）

【お問い合わせ先】

市民生活課（市役所1階）

☎32・2132 / FAX33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.tokushi

ma.jp

小松島市の未来を担う若い有権者の方へ 「選挙啓発サポーター」に登録しませんか

小松島市選挙管理委員会では、選挙に関する啓発活動や選挙事務に携わる「選挙啓発サポーター」に登録いただける方を次のとおり募集します。

政治や選挙への関心をお持ちの若い有権者の方、これから興味を持ちたいとお考えの若い有権者の方など、みなさんのご応募をお待ちしています。



【活動内容】

- ①啓発活動（街頭啓発活動・選挙啓発媒体の作成など）
- ②選挙事務（投票所事務・期日前投票所事務・開票事務など）

【対象者】 次の要件をすべて満たす者

- ・満18歳から30歳までの市内に居住する者
- ※年齢は登録時におけるものです。
- ・特定候補者や政党その他の政治団体などに関係のない者

【申込方法】

登録申込書に必要事項を記入し、選挙管理委員会事務局へ持参または郵送、FAX、メールにより提出してください。

申込みは常時受け付けしています。

※登録申込書は、選挙管理委員会事務局で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

※登録いただいた方には活動を実施する際に、選挙管理委員会事務局から連絡します。

※選挙時において選挙事務に従事する場合は、選挙期間中、臨時職員として雇用しますので、別途履歴書の提出が必要となります。

【申込・お問い合わせ先】

〒773-8501

小松島市横須町1番1号

小松島市選挙管理委員会事務局

（市役所3階）

☎32・3807 / FAX32・7011

Mail:senkan@city.komatsushima.tokushima.jp